

令和8年度 広島県高校生等奨学給付金 受給申請の御案内

広島県高校生等奨学給付金は、授業料を対象とした就学支援金等とは別に、授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした支援制度です。(返済不要)

1 支給要件等

○ 対象となる世帯について

令和8年7月1日時点で、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

保護者等	<input type="checkbox"/> 生活保護（生業扶助）受給世帯 もしくは、保護者等（父母）全員の住民税所得割額の合計が 下表の「住民税所得割額」に該当する世帯であること
	<input type="checkbox"/> 広島県内に在住
生徒	<input type="checkbox"/> 高等学校等就学支援金等（高校生等・新修学支援金、学び直しへの支援） の受給対象者
	<input type="checkbox"/> 児童福祉法の措置費等の支給を受けていない

○ 支給額について

年収目安	住民税所得割額	支給額	
		全日制等	通信制
生業扶助受給世帯		52,600円	52,600円
270万円未満	非課税	152,000円	52,100円
380万円未満	105,500円未満	50,670円	17,370円
490万円未満	182,500円未満	38,000円	13,030円

※日本に定住が見込まれない外国籍生徒及び外国人学校へ通う生徒、非課税世帯まで支援となります。

「学びの変革環境充実奨学金」について

- 学校からの指示でコンピュータ（パソコン、タブレット）を購入等している場合で、住民税所得割額非課税の場合は、奨学給付金の支給額に一律25,600円を上乗せして支給します。
- 支給を希望する場合は、奨学給付金と併せて申請してください。
- 生業扶助を受給している場合又は各種学校の生徒については、対象外です。
- 支給要件を満たしているかは、お通りの学校へお尋ねください。
※同じ学校でも、学年やコースによって購入指示の有無が異なる場合があります。

2 支給時期

電子で申請された場合、令和8年9月下旬頃（予定）
紙で申請された場合、令和8年11月下旬頃（予定） から順次支給します。

支給手続には時間を要するため、具体的な支給日をお尋ねになられても、お答えできません。書類の不備がある場合は、支給が令和9年1～2月となる場合があります。

3 申請方法・申請期限

令和8年8月31日（月）までに、広島県電子申請システムで申請を完了させてください。

（原則、電子申請システムでの申請をお願いします。）

※紙で申請される場合、令和8年8月7日（金）までに、学校事務室へ提出してください。



4 必要書類

○ 電子申請に係る必要書類について

必要書類	備考
① 振込先通帳の写し等 学校設置者が受領の場合、添付は不要です。	通帳を作成していない場合、キャッシュカードの写しや銀行のアプリ等の画面の写しでも可
② 保護者等（父母）全員の課税証明書	令和8年度（令和7年中の所得）の税額が記載されているもの
③ 生活保護（生業扶助）受給に関する証明書 生活保護を受けている場合は、福祉事務所で証明を受けて提出してください。	県が定める様式を利用することを推奨 ※令和8年7月1日時点の生業扶助受給の有無が証明されていれば、市町独自様式でも可
④ 扶養誓約書	所得確認対象者が主たる生計維持者1名、高校生本人の場合に添付

○ 紙申請に係る必要書類について

上記の書類に加え、申請書及び国籍確認書類（住民票等）を提出してください。
代理受領を希望される場合は、委任状の提出が必要となります。
※申請書等が必要な場合、学校事務室に取りにきてください。

6 電子申請はこちらから



必ず「4 必要書類」に記載の必要書類を御準備の上、申請してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=30341

お問合せ先

広島県環境県民局学事課 修学支援担当

電話 082-513-2755 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）

QRが読み取れない場合やマニュアルを参照されたい場合は、
「広島県学事課 私立高等学校等奨学のための給付金」で検索してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/syougakunotamenokyuuuhukin.html>



災害等による加算支給について

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合、加算支給（81,000円を上限額とする）の対象となります。（※生活保護（生業扶助）受給世帯除く）該当する場合は、県まで御連絡ください。